

2023年4月12日

弘前大学総務部長 太田知啓 殿

弘前大学職員組合  
執行委員長 永瀬範明

2023年3月24日付で回答のありました附属病院リハビリテーション部の超過勤務に対する対応について、以下の通り、質問、及び要望を致します。

#### 質問事項

1. 「勤務実態の確認は、書面調査により行うこととし、既に対応を始めている」ということにつき、リハビリテーション部に属する職員全員に対して書面調査を行なっているように受け取れますが、具体的にどのような方法で勤務実態の確認を行なっているか教えてください。
2. 残業時間の申請については、管理職が30分単位で提出するよう命じていましたので、職員に1分単位の残業の記録がなくても、それは管理職の責任です。多くの職員は1分単位の残業の記録を提出できないと思いますが、勤務の実態の調査をどのように行われるのでしょうか？
2. 早朝ミーティングについては、休暇・遅刻等の記録がない限り参加していることは明らかです。ミーティング開始から8:30始業までの時間は、遡及の対象と考えて間違いありませんでしょうか？

#### 要望事項

1. 回答文書にありました「勤務実態の確認を書面調査により行う」とされている書面につき、職員組合にも開示して下さい。
2. 勤務の実態確認において、1分単位の残業の記録がない職員が多いと思われませんが、そのような職員に不利益がないよう対応されることを要望致します。
3. 早朝ミーティングが行われ全員が参加していたことは明らかなので、ミーティング開始から8:30始業までの超過勤務手当を遡及して全員に支払うことを要望致します。
4. 遡及措置の対象職員に経緯を説明して下さい。
5. 支給時期は決まりましたらお知らせ下さい。